

第37 回人口・社会統計部会議事録

- 1 日 時 平成24 年12 月10 日（月）9:59～12:35
- 2 場 所 中央合同庁舎第4 号館 共用第4 特別会議室
- 3 出席者
 - （部会長）津谷典子
 - （委員）廣松毅、白波瀬佐和子
 - （専門委員）辻一郎、中村隆
 - （審議協力者）岩崎学、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者）厚生労働省大臣官房統計情報部：上田人口動態・保健社会統計課世帯統計室長ほか
 - （事務局）内閣府統計委員会担当室：空閑調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議題 国民生活基礎調査の変更について
- 5 議事録

○津谷部会長 それでは、そろそろ定刻となりましたので、ただいまから第37回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

今回も前回に引き続き、国民生活基礎調査の変更について審議をいたします。

最初に今回及び次回の部会審議時間についてお知らせいたします。

委員、専門委員の皆様には、事務局からあらかじめ御連絡を差し上げておりますが、今回及び次回の部会の審議時間は、審議内容が大変盛りだくさんでありますことなどから、第1回目の部会でお知らせをいたしました、当初予定の審議時間の2時間を30分延長いたしまして、2時間30分とし、12時30分まで審議を行うこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。もちろん審議が順調にいき、12時に終われるようなら、そうさせていただきますと思います。

各委員、専門委員におかれましては、御都合もありませんかと思いますが、お時間の許す限り、御出席をいただきたいと思います。

さて、本日は審議協力者として、成蹊大学理工学部の岩崎学教授にお越しいただいておりますので、一言自己紹介をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩崎成蹊大学教授 成蹊大学の岩崎でございます。

きょうはこちらの国民生活基礎調査に関しまして、専門的な立場から意見を述べさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○津谷部会長 岩崎先生、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、宮川専門委員は、本日、所用により御欠席でございます。

それでは、まず本日の配布資料について、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、御説明いたします。

本日の配布資料につきましては、お手元の議事次第、資料1から資料3までお配りしております。

資料1の「第35回人口・社会統計部会結果概要」につきましては、既に皆様方にメールでお送りいたしまして、御確認をいただいておりますので、説明は割愛いたしますが、資料1としてお配りしているものでございます。

続きまして、第1回目の部会審議におきまして、提出をお願いした追加資料につきましては、資料2-1から資料2-5という形でお配りしております。

また、前回の第2回目の部会において出されました、調査事項の修正等に関する御意見等に対する回答につきましては、資料3としてお配りしております。

今回は審議事項が多岐にわたりますが、個別論点の審議の際には、第1回目の部会で配付いたしました、資料3-1の審査メモ、資料3-2の審査メモで示された論点に対する回答、調査票の新旧対照表として資料2-10を資料として用いる予定でございます。

資料は以上となります。

もしお手元がない場合は、事務局までお申し出いただければと存じます。

以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の部会では、まず前回の部会で宿題とされた事柄について、審議を行いたいと思います。

次に前回答申及び基本計画において指摘されている事柄について、第1回目の審議の際に追加で提出をお願いした資料について、厚生労働省から御説明をいただいた後、更なる審議を行いたいと思います。

続いて、前回審議できなかった調査票の調査事項の変更について、審議を行うこととしております。

皆様方の効率的な審議への御協力をよろしくお願いいたします。

また、第2回目の部会でお配りし、御確認をお願いいたしました統計表（結果表）の案につきましては、特に御意見がありませんでしたので、原案どおりで了承したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○津谷部会長 それでは、この件については、原案どおりで御了承いただいたものとさせていただきます。

それでは、まず前回の部会において、宿題とされた事柄について審議を行いたいと思います。ここでは、本日お配りしている資料3を御覧いただければと思います。

宿題は、健康票の調査事項の変更についてで、選択肢に関係する3点の意見に対する厚生労働省からの回答です。

1点目は、補問4-1の「傷病名」において、選択肢の「03 高脂血症（高コレステロール血症等）」について「脂質異常症」に変更した上で、その後ろに括弧書きで「高脂血症（高コレステロール血症等）」などと記載する形とした方がよいのではないかという御意見についてです。

2点目は、質問12の「飲酒の状況」において、選択肢の「6 やめた（1年以上やめている）」の「（1年以上やめている）」を、選択肢の「7 ほとんど飲まない（飲めない）」の「ほとんど」を削除してはどうか。つまり、括弧書きと「ほとんど」の削除についてです。

3点目は、質問14「日ごろ健康のために実行している事柄」において、新たにストレスに関する選択肢として「ストレスをためないようにしている」を追加してはどうかという意見についてです。

それでは、厚生労働省から回答をお願いいたします。

○上田世帯統計室長 資料3に基づいて、御回答申し上げます。

第1点目、補問4-1の「傷病名」でございますが、これは選択肢の「03 高脂血症（高コレステロール血症等）」を変える件でございます。これにつきましては、御議論の中で示された「脂質異常症（高コレステロール血症等）」に変更したいと存じます。

続いて、質問12「飲酒の状況」でございますが、これは選択肢の中の6番と7番をどのように変えるかということで、最初は「やめた」と「ほとんど飲まない（飲めない）」と考えていたわけでございますが、そうしますと、全く飲まない者と「5 月1～3日」の間はどこに○をつけたらいいのかということで、報告者がお悩みになるのではないかと考えた上で、バスケットとして「6 ほとんど飲まない」を入れて、その後に「7 やめた」と「8 飲まない（飲めない）」を入れる案をつくりました。このように変更したいと存じます。

続いて2ページの質問14「日ごろ健康のために実行している事柄」でございます。これは「ストレスをためないようにしている」という選択肢を追加したらどうか。また、その選択肢を追加するに当たっては、他の選択肢との関係性、あるいは時系列の影響等を考慮する必要があるのではないかとのご指摘でございました。まず選択肢を追加するに当たりまして、ほかの選択肢との関係性を検討するため、ストレスの対処法等を質問事項としている調査を見ってみました。

3ページでございますが、平成19年の国民健康・栄養調査、平成12年の保健福祉動向調査、平成9年労働者健康状況調査の3つの政府統計調査が見つかりました。

国民健康・栄養調査では、選択肢の「2 体を動かして運動する」「10 酒を飲む」「11 たばこを吸う」が選択肢としてあるわけでありませう。

平成12年の保健福祉動向調査では、不満、悩み、苦勞、ストレスがあったときに、どのようにしているかということの回答に「5 趣味・スポーツにうちこむ」「12 タバコをすう」「13 アルコール飲料（酒）をのむ」「15 ねてしまう」という選択肢がございます。

平成9年の労働者健康状況調査におきましては「1 睡眠や休息をとる」「2 スポーツをする」「3 酒を飲む」「4 たばこを吸う」という選択肢がございます。

私どもが質問14に置いてある選択肢と一致あるいは逆の方向で一致をする。私どもの質問では、健康のために、たばこを吸わない、お酒を飲み過ぎないという選択肢であるところ、ストレスの対処法としては、酒を飲む、たばこを吸う、と逆方向に働くことがあります。したがって、他の選択肢との関係性が「ストレスをためないようにしている」を設けることによって、変わってくることもあり得る。つまり時系列に影響のあることが示唆されるということで、一旦は入れられないのではないかと考えました。

しかしながら、ストレスについて聞くと、ストレスをためないようにするとか、ストレスへの対処を把握することは重要であるとの御意見を踏まえて、別の箇所に入れられないかということを検討いたしました。

4ページを御覧ください。私どもの健康票では、質問8に「あなたは現在、日常生活で悩みやストレスがありますか」という設問を設けております。ここに何らかの形で入れられないかを検討いたしまして、矢印の先にある枠囲みのおり、悩みやストレスがないと答え方に対して「なぜ悩みやストレスがないのですか」。それに対する答えとして「1 うまく解消できている」あるいは「2 もともとない」という選択肢を置いてはどうかということを検討したわけでありませう。

ところが、質問8につきましては、医療計画の医療体制構築に係る現状把握のための指標、そのうちの精神疾患に関する部分の現状把握の指標として利用されておきまして、参考3にありますとおり、既に一定の時系列が形成されていることがございますので、ここに入れることによって、時系列が乱れることが懸念されるので、ここに置くのもふさわしくないのではないかと考えたわけでありませう。

そうであれば、参考1の3の調査で示したように、ストレスがあったときの対処法という調査方法もあり得るのではないかと考えたわけでありませう。これは一般統計調査ですから、さまざまな選択肢を設けることが可能であると考えられますので、基幹統計調査でこういうことをやるのか、ストレスの対処法としては、際限なく選択肢が増えてしまうことになるのではないかと考えて、これはちょっと考えられない。

ところが、参考4を御覧ください。これは、平成17年から開始した中高年者縦断調査でございます。対象は中高年者でございますけれども、この縦断調査においては、問16で「あなたが日ごろ健康維持のために心がけていることはありますか。あてはまる番号すべてに

○をつけてください」とございます。複数選択させるものでございますけれども、これが私どもの健康票の質問 14 とかなり似通った調査事項でございます、この中に「11 ストレスをためない」という選択肢がございます。

この構成割合を見たものが、参考 5 でございます。回答の構成割合でございますけれども「ストレスをためない」は、総数が 42.1% で最も多くなっています。男女ともに高い選択の状況になっているわけでありまして。したがって、これが重要な項目であることがわかるわけでありまして。

今回、10 年ぶりに入れた質問 14 は、昭和 61 年以降把握していたものでございます。5 ページを御覧いただきたいのでございますが、参考 6 に、昭和 61 年から日ごろ健康のために実施している事柄の構成割合を年次推移として見たものでございますけれども、昭和 61 年と平成元年の間、平成 7 年と平成 10 年の間、平成 10 年と平成 13 年の間に、言わば断絶があるわけでありまして。その断絶は、例えば「腹八分目にしている」という文言を「食べ過ぎないようにしている」に変えただけでも、大きな数値の乖離となっているわけでありまして。ただ、項目によっては余り変化がなく、一定の値を保っているものもあります。ですから、影響の有無が判然とはしないわけでございます。

そもそも私どもが質問 14 を今回の健康票に設けましたのは、1 つは、平成 13 年以降、10 年間の日本人の健康行動の変容把握を目的としていたわけでございますけれども、参考 7 で御覧いただきましたように「9 ストレスをためないようにしている」を入れて、時系列は一旦途切れるものの、今後の重要性、日ごろ健康のために実施している、要するに生活習慣を的確に把握するというところで、この項目を含めた形で、時系列はこれからスタートして、新たに形成されていくんだと取り扱ったらいかがかと考えました。

考え方にいろいろと紆余曲折があった上で、質問 14 に「ストレスをためないようにしている」という項目をつけ加えることといたしたいと思っております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。御発言をお願いいたします。

中村専門委員、どうぞ。

○中村専門委員 「ストレスをためないようにしている」という項目自身が、他の項目と同じようなことを扱っていないのではないかと思います。最初に御説明になったように、ストレスをためないようにするので、たばこを吸うとか、お酒を飲むことがありますので、ストレスをためないようにする、それでは、何をするのかということがこの質問項目で聞きたいことであり、「ストレスをためないようにしている」をここの質問項目の回答選択肢として入れること自体が、やはりおかしいと思っております。

それから、参考6にあるように、毎回変えているようなので、結局、何を比べているのかが判然としない。少なくとも、今度の調査では、10年前と同じものを作ってほしいというのが、私の第一の希望です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

辻専門委員、いかがでございますか。

○辻専門委員 私は入れた方がいいと思います。というのは、先ほど参考5にもありましたように「ストレスをためない」ということが、中高年の行動として多いようですので、その辺を国全体として見て、これから精神保健というのはかなり大きなテーマになりますので、その動向を見ていくためのスタートとして、入れておいた方がいいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

テクニカルな面から、時系列として、少なくとも10年間比べられた方が望ましいし、ディメンション、レベルが違うのではないかという御意見に対して、この項目は大変に重要な事柄であり、それがわかっている以上、入れるべきであるという御意見かと思います。

廣松委員、いかがでございますか。

○廣松委員 私もちよっと悩むところですが、前回申しあげましたとおり、ストレスの要因というのは大変大きな項目である以上、今回入れた方がいいのではないか。その意味で、参考7で提案されている方式でいいのではないかと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

白波瀬委員、いかがでございますか。

○白波瀬委員 いろいろ詳しく御検討されておりますので、この案でよろしいと思います。個人的には、選択肢の間で若干、整合性が取れないようにも感じますが、それはそれで了解済みとしての選択肢の追加だと理解し、了解いたしました。

○津谷部会長 ありがとうございます。

委員、専門委員ではありませんが、岩崎先生、もし何か一言ございましたら、お聞かせいただければと思います。

○岩崎成蹊大学教授 基本的には、選択肢の中から1つを選ぶというタイプの設問ではございませんので、入れておいて、今後またこの動向を見るという形でよろしいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

考え方によっては、確かにレベルが違うということはあると思いますが、前回は申しあげましたし、岩崎先生もおっしゃるように、当てはまるもの全てを選択するということでもあり、恐らく相当多数の方がこの項目をお選びになるだろうということを考えると、これは入れておくべきだという御意見が勝っているかのように思いますので、中村専門委員、よろしいでしょうか。

○中村委員 はい。

○津谷部会長 では、そうさせていただきますと思います。

なお、事項1と2については、厚生労働省の御回答どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、この3つにつきましては、厚生労働省からの御説明どおり、了承したいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、前回答申及び基本計画において指摘されている事柄等への対応状況について、審議を行いたいと思います。

国民生活基礎調査については、前回答申において、非標本誤差等に係る課題が指摘されております。また、基本計画において、検討事項として、所得票、貯蓄票の都道府県別表章が可能となるよう、標本規模を拡大すること等について検討することが指摘されております。

これらについて、第1回目の部会で審議を行いました際に、私から4点の資料について整理をして、第3回目の部会で御報告いただくようお願いをしております。

1点目は、前回答申で課題として指摘された、国勢調査と国民生活基礎調査との結果の比較に関連して、都道府県別、政令指定都市別の単独世帯や単独世帯以外の世帯について、年齢階級別に比較をした資料でございます。

2点目は、調査票回収率の向上策に関連して、具体的にどのような取り組みをなされ、その結果、どのように回収率が変化したか。また、都道府県別、政令指定都市別の回収率がどのように変化したかについて、整理をした資料です。

3点目は、前回答申で課題として指摘された非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論に関連して、指摘された課題を検討するために開催した研究会での検討結果について、整理をした資料でございます。

4点目は、前回答申における今後の課題の検討結果や基本計画において指摘されている事柄に対応すべく、平成23年に実施しようとした試験調査の内容や当該調査を踏まえて検証しようとしていた事項、また、現段階において、平成28年の大規模調査に向けて、26年に実施をしようとしている試験調査に向けて検討している事柄などについて、整理をした資料でございます。

それでは、それぞれについて、厚生労働省から御説明をいただいた後、審議を行っていききたいと思います。

まず、最初に国勢調査と国民生活基礎調査との比較に関連して、先ほど申し上げました、都道府県別、政令指定都市別の単独世帯、単独世帯以外の世帯を比較した資料についてでございます。これはお配りした資料2-1でございます。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○上田世帯統計室長 資料2-1に基づきまして、御説明申し上げます。

これはタイトルにもありますとおり、世帯数、世帯構造、都道府県、世帯主の年齢(10歳階級)別に作成した、単独世帯と単独世帯以外の世帯について、国勢調査と国民生活基礎調査の比較をしたものでございます。

単独世帯は2つ欄が並んでおりますけれども、これは最初の部会で席上配布資料として、国勢調査と国民生活基礎調査の単独世帯数の差をお配りいたしました。それは日本人の単独世帯でつくってございまして、私どもの調査では、国籍は把握してございませんけれども、調査のやり方としては、日本人を対象とした国勢調査の数値が最も近いのではないかとということで作成したものでございます。

したがいまして、国勢調査については、政令指定都市の単独世帯（日本人）というものが、私どもでは見つけることができませんでしたので、ここからは部会長の御紹介にございましたけれども、政令指定都市については含まれておりませんことを、一言お断り申し上げます。済みません。都道府県ベースのものだけで御説明申し上げさせていただきます。

全国のところを御覧いただきますと、単独世帯（日本人）が1,548万3,000世帯となっております。これは第1回目の席上配布資料としてお配りしたものと合っているということでございます。

捕捉率といいますか、私どもは推計数を出しておりますので、私どもの推計数と国勢調査との実数の違いが309万7,000世帯あります。

一方、単独世帯以外の世帯については、世帯主でございますので、世帯主の国籍が明確になっていないこともありますので、ここは混ざって入っていることとなりますけれども、差が119万4,000世帯、私どもの推計が過大であるという結果となっております。

それぞれ19歳以下と70歳以上に挟まれた間を、10歳ずつ区切って見ておるわけでございますけれども、19歳以下の者が世帯主になっているというのは、非常に数が少ないわけでございますので、さらにこれを都道府県にばらしますと、非常に細かな数値になりますので、このところは、かなり誤差が大きくなっていることを御留意いただきたいと思っております。

例えば3ページ目を御覧いただきますと、大都市圏の単独世帯の補足率は極めて小さい。また、単独世帯以外の世帯であっても、若年の世帯主の層の把握は、私どもの方は推計が過小になっている状況であります。

5ページも同様に大都市において、そういった傾向が見られる。一般化すれば、国民生活基礎調査と国勢調査との間の乖離は、国民生活基礎調査が過小推計になっており、さらに世帯主が低年齢化するに従って、あるいは20代、30代において、その度合いは高まっている。単独世帯以外の世帯においても、世帯主の年齢が低いところは、国民生活基礎調査は過小推計になっている状況でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○津谷部会長　ありがとうございました。

それでは、先ほどの御説明につきまして、御質問、御発言がございましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。

廣松委員、何か御発言ございませんでしょうか。

○廣松委員 今、特に若年層の比較を見せていただいたわけですが、一方で、40歳代以降に関しては、ちょっと過大になっているようです。その点は全国で共通して、年齢層によって少しずつ違いますが、国民生活基礎調査の方が過大に出ている特徴があるように思います。それをどのように補正するか、あるいは是正するかということに関しては、また別の議論が必要だろうと思いますが、この資料を見た限りでは、そういう印象があります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

若年層の捕捉率が下回っており、国民生活基礎調査は、50歳以上はむしろ捕捉率が高いということです。

白波瀬委員、何かございますでしょうか。

○白波瀬委員 若年層から回答を得ることの難しさは、調査の種類にかかわらず共通する問題だと思います。ただ、ここでの違いの一つとして、調査対象者の抽出方法があるのではないかと思います。そもそも調査方法が異なる調査間の違いについては、慎重に検討する必要があります。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

岩崎先生、何かございますか。

○岩崎成蹊大学教授 今、おっしゃられた形の傾向がずっと続いているということだと思います。ですから、ここをどのように補正するか、あるいはしないかということは、先ほど厚生労働省からも説明がありましたように、時系列的な問題が絡んでくるので、慎重にならなければいけないと思う反面、ある程度補正せざるを得ない部分があったとしたら、そのことを明記して、こういったものを使う研究者、あるいは政策をつくっていく当事者の方々にきちっと情報提供することが必要だと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

中村専門委員、何か御意見ございませんでしょうか。

○中村専門委員 岩崎先生がおっしゃったような意見と同じであります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

若年層は、この調査だけではなく、ほとんど全ての調査で把握が難しくなっていており、この資料を見る限り、特に単独世帯、つまり若年層が1人で住んでいるときの捕捉は本当に難しいことがわかると思います。また、数が少なくなってくるので、統計的に非常に不安定になってきますから、都道府県別に見てみましても、相当ばらつきがあるというのは、統計的な理由もあるかと思えます。

これは15年に一遍しか比較ができない、つまり3年ごとの国民生活基礎調査の大規模調査と国勢調査とを毎回比較ができないということもあるかと思うのですが、確かに時系列的なトレンドですとか、もし補正するならば、どのようにこれを補正するのかなど、いろいろな課題があるかと思えます。

若年層及びその中でも特に単独世帯の捕捉が難しいという情報は、やはりどこかで提供をする、例えばその情報をダウンロードできるようにするなど、その他の法法も含めて提供するという事をお考えになってもよろしいのではないかと思います。

そういうことで、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、調査票回収率の向上策に関連して、具体的にどのような取組をなされ、その結果、どのように回収率が変化したか。また、都道府県別の回収率の変化なども含めて、それを整理した資料についてでございます。

本日お配りしている資料 2-2 及び席上配布資料を御覧いただければと思います。

それでは、厚生労働省、御説明をお願いいたします。

○上田世帯統計室長 それでは、資料 2-2 を御覧ください。

私どもは調査実施者として、回収率向上については、ずっと取り組んでまいりました。

従来からの取組は、上の四角の中にあるとおりでございます。基本的には広報を充実するという事、併せて世帯の方々に利活用状況などを周知して、私どもの調査の価値を知っていただくことに重点を置いて、これまで取り組んできたわけでございます。

新たな取組といたしましては、資料の左下のテーブルにありますとおり、平成 19 年は世帯票と介護票を自計方式に改めました。

平成 21 年につきましては、各世帯の郵便受けに調査のお知らせを投函して、調査員が訪問することを周知するよういたしました。

また、マンション管理人に対しては、お願いを配布して、調査員の建物内への立ち入りなどの調査への協力を依頼することといたしました。

広報の一環として、YouTube に動画を流す。

調査へのお願いに、報告義務に反した場合は、罰則がある旨を明記することといたしました。

平成 22 年には、マンション管理人等に自治体職員が事前調査協力依頼文を配布いたしました。

また、所得票を他計方式から自計・一部密封方式に改めました。

さらに e-Stat のトップページに調査実施のお知らせを掲載いたしました。

平成 23 年からは、任意協力であると誤解を招く用語を廃止いたしました。例えば「協力」という文言を「回答」と改めました。

さらにマンション管理人等への調査協力依頼文に、妨害行為に関する罰則規定がある旨をきちんと明記いたしました。

その結果、資料の右下のテーブルにあるとおり、回収率は、世帯票、健康票については、平成 19 年から 23 年まで何とか 8 割台をキープしている状況です。

介護票はサンプル数が少ないわけで、でこぼこがある状況でございます。

所得票については、平成 19 年の 67.7%を底にして、明らかに平成 23 年まで回収率が向上して、8 割台を回復した状況でございます。

続いて、席上配布資料を御覧ください。平成 19 年と平成 22 年の調査の回収率を世帯票と所得票について比較したものであります。

世帯票については、健康票も同様にこの数値であり、所得票については、貯蓄票も同様にこの数値であります。

また、介護票については、都道府県別の数字がございませんので、ここには掲げていないことをお断り申し上げます。

世帯票につきましては、先ほど申し上げたように、平成 19 年と平成 22 年で、全国はそれほど変わっておりませんので、都道府県別においても、若干のこぼこはある。

ただ、大都市圏では、やはり低目の回収率にとどまっている。

一方、所得票でございますけれども、これは全国値にあらわれているとおり、平成 19 年から平成 22 年については、回収率が向上しまして、都道府県では回収率が低下したものは 2 県しかございません。

これも大都市圏では、やはり回収率が低い状況は避け難いということがありまして、およその都市では上がっているわけでございますけれども、回収率が上がっても、なお低いということは言わざるを得ない状況であります。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、今、御説明いただきました内容を含めまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

中村専門委員、どうぞ。

○中村専門委員 大都市圏というのは、上の都道府県別の中にも含まれているということですか。

○上田世帯統計室長 下に書いてあるとおり、これは別掲でございます。

○中村専門委員 都道府県別の中には、例えば仙台市とか各都市別のものも含まれているのですか。

○上田世帯統計室長 別掲でございます。

○津谷部会長 大都市圏のデータは除かれて、それ以外になっているということでございますね。

○上田世帯統計室長 はい。

○津谷部会長 何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

辻専門委員、どうぞ。

○辻専門委員 1つ教えていただきたいのですが、我々も調査をやっておりますと、年々回収率が下がってくるのが悩みなのですが、所得票につきましては、年々上がってきているのですが、これは何か工夫があるのでしょうか。

○津谷部会長 厚生労働省、お願いいたします。

○上田世帯統計室長 所得票につきましては、席上配布資料の回収率で、所得票というものがございましたけれども、平成19年が67.7%で最も悪い状況でございました。所得票というのは、大規模調査年は、中間年に比べてより一層悪い傾向があります。調査項目数が非常に多くなりますので、重複感がいっぱいあって、所得票については悪くなって、中間年では若干回復するという傾向があったわけでありまして。

ただ、一番劇的な変化があったと私どもが考えておりますのが、所得票については、これまで調査員が聞き取って調査をするというやり方をやっておりました。これについては自治体や世帯員の方々からも不評でございました。何であなたに私の家の財布の中身を全部教えなければいけないのか。収入の種類から税金の額まで、事細かに聞き取りをやるわけでございますので、非常に抵抗感があって、何とか改めてもらいたいという御意見があったわけでございます。平成22年の調査から、試験調査をやった上で、聞き取りをやめて、いわゆる調査票をお渡しして、それに書いてください、集めにきますというやり方に変えました。ただし、お年寄りなどについては、介添えをして、できるだけ記入を助けて差し上げるという方法をとって、何とか8割台まで戻ってきたのではないかと考えております。

○津谷部会長 ありがとうございます。

席上配布資料と申しますのは、第1回の部会で出された資料です。国民生活基礎調査の回収状況ということについてお話いただいたと思うのですが、若干都道府県ベースで見ると例外はあるけれども、所得票については、調査方法を他計から自計に変更して、その際に調査票に工夫をなされたと承知しております。その結果、全国的に回収率が相当向上しているということで、これは回収率の向上策として、一定の効果があったものと考えられるかと思えます。

平成22年の調査では、マンションの管理人にもさらに働きかけをなさっている。これらの取り組みがどのぐらい数字に反映されているかということ、その効果を確かめることは非常に難しいかと思うのですけれども、第1回目の資料3-3、前回答申における今後の課題への対応状況ということで御説明いただいたときにも、このような対応があれば、地方自治体の実査担当者が調査をしやすい、顔つなぎになる、中まで入れるといった好意的な意見が多く寄せられたという御説明でしたので、少なからず、実査業務のスムーズな実施に貢献したのではないかと考えます。

先ほど単独世帯、中には単独世帯以外でも、若年層の捕捉は難しいということとも関連するわけですが、決定的かつ有効な手だてや対策を講じるのは大変難しい。それがわかっているならば、ここでいろいろと時間をとって検討しなくても、もうやっているということになるかと思うのですけれども、当部会として、この事項に対して、どのような整理を行うかということについて、御意見がございましたら、お願いします。

岩崎先生、御意見おありになりますでしょうか。

○岩崎成蹊大学教授 特にないのですけれども、資料を見せていただいて、本来下がるべき回収率が向上しているのので、現状維持でもいいというぐらいですので、そういう意味ではよろしいかと思いました。

ただ、問題は、向上しているのですけれども、自計にしたときに、中身の正確さが担保できているのかと考えました。そこがもし担保できていれば、非常にいいことだと思います。

○津谷部会長 回収率何パーセントというだけではなくて、英語で言うユーザブル・クエッションエアですね。つまり、きちんとした回答が調査票に書かれているのか。ここに出てきている回収率は、使いものにならない回答と言うと、ちょっと語弊がありますが、そういう回答は除いたものでしょうか。そうではなくて、ただ回収できた割合でしょうか。

○上田世帯統計室長 基本的には回収できた割合でございますけれども、白紙等については除いています。数字が書いてありますけれども、チェックをやった上で、おかしいものははじいて、それはまた集計対象数ということで、別途集計しております。回収率は上がったのだけれども、集計客体数が落ちたということは決してありません。

ただ、1つ申し上げたいのは、一部で密封の回収をやったわけでございますけれども、密封の回収の中には、白紙が多いとか、使いものにならないデータが多いという傾向があります。ただ、ここでお出しした回収率をおとしめるようなものではないということは申し上げたいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

中村専門委員、この点について、何か御意見おありになりますでしょうか。

○中村専門委員 確認なのですけれども、所得票の回収率は、世帯票で回収された中のさらに回収率ということですね。

○上田世帯統計室長 そのとおりでございます。

○中村専門委員 平成23年だったら $8 \times 8 = 64\%$ 。難しい調査である所得票も上がるというのは、いろいろ有効な策をとっていらっしゃるのだと、評価したいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきましては、これという決定的な対策や方策はないけれども、調査環境が悪化する中で、所得票をはじめ他の調査票についても、回収率が向上したり、もしくは維持されたりしています。この結果から考えても、今までと同じように努力を続け、さらに新しい対応策なども考えていただくということで、この取組を一応これで評価するという方向で、この部会の意見として取りまとめたと思います。いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論に関連して、厚生労働省において開催された研究会の検討結果を整理した資料についてでございます。本日お配りしている資料2-3及び資料2-4を御覧いただければと思います。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○關世帯統計室長補佐 それでは、御説明させていただきます。

資料2-3、傾向スコアによる分析の研究について御説明いたします。

「1 本試算の概要」ですけれども、傾向スコアと申しますのは、要するに回答確率と考慮いただければとよいかと思います。所得票対象世帯の回答確率である傾向スコアの推定を行いまして、その推定値を用いて、IPW推定及び傾向スコアマッチングによる総所得の代入を行っております。代入につきましては、ノンパラメトリックな代入とパラメトリックな代入という2通りがございます。

パラメトリックな代入のイメージは、1ページ目の図のようになっておりまして、所得票対象世帯というのは、世帯票の回答が得られているという前提がございまして、このうち回答がいただけなかった世帯の総所得をどのように補完しようか。その際に、世帯票の情報は得られておりますので、世帯票の情報を傾向スコア、回答確率の数字に凝縮いたしまして、傾向スコアが近い回答いただいた世帯のマッチングを行います。これが近いということは、非回答世帯と属性が似ていると判断いたしまして、マッチングされた回答世帯の総所得を用いまして、重回帰分析を行い、重回帰式に基づいた予測値を算出して、補完値として代入いたします。

「2 傾向スコアの推定」ですけれども、所得票対象世帯の回答確率というのは、世帯票の情報によって大きさが決まると考えまして、回答世帯を1、非回答世帯を0としまして、世帯票項目の変数、共変量と言いますが、共変量、説明変数を用いて、0から1の値をとるロジスティック回帰モデルと言われる、1ページ目の一番下の式で、回答確率の推定を行います。

この推定に用いた世帯票情報としましては、2ページ目の上、市郡別、地域ブロック、世帯人員数、有業人員数、世帯構造、世帯類型、世帯業態、家計支出額、住居の種類、世帯主年齢階級、以上10種類を用いております。世帯票情報のうち、およそ所得に係るであろうと考えられる項目を網羅しているものと思っております。

傾向スコア推定値の分布の状況は、2ページ目のグラフのようになっております。青が回答いただいた約3分の2の世帯で、赤が非回答、約3分の1の世帯になっております。

御覧いただきますと、回答世帯の山は大体0.7~0.75といった辺りがピークになっておりまして、高い方に寄っている。一方、非回答世帯につきましても、0.65から0.7辺りをピークとしまして、回答世帯より若干ピークが低かったり、ピークの数値が低いところはあるんですが、回答世帯に比べて、極端に低いわけではない。これが今回の研究において得られた1つの知見でございます。

「3 IPW (Inverse Probability Weighting) 推定」につきまして申し上げますと、通常の推定では、都道府県・指定都市ごとにウエートを乗じて推定値を算出するのですが、そうではなく、世帯ごとの回答してもらいやすさ、もらいにくさ、この回答確率を補助情報として、さらにウエートづけを行います。つまり回答確率が低い、回答してもらいにくいと思われる世帯から得られた回答はより貴重である。なので、そういった回答につきましては、ウエートをより大きくつけようという考え方を採用して、傾向スコア推定値の逆数でウエートづけを行います。すなわち現行の拡大乗数 W を e ハット分の W に置きかえて、総所得の推定を行います。その結果が2ページ目の表と、3ページ目のグラフになります。

2ページ目の表を御覧いただきますと、実績値に比べて、若干低い値になりますけれども、ほぼ実績値に近い推定値になってございます。

分布を御覧いただきますと、およそ200万円辺りを境としまして、200万円より低いところが、実績値と比べて少し厚くなっております。その分、200万円を超えたところは、薄く広く構成割合が低くなるという形で、若干のシフトという形になっております。

「4 マッチングによる代入」です。

「4.1 マッチング」から御説明いたします。マッチングの方法としましては、1対1のマッチングなのですが、次の3パターンについて試算を行いました。最近傍マッチングの復元パターンと非復元パターン、閾値を設定いたしますキャリパーマッチングと呼ばれる3つの試算です。これは傾向スコアの低い方からマッチングを行っていくという方法なのですが、キャリパーマッチングだと閾値も設定しておりますので、余りにも傾向スコアの推定値が離れている場合には、相手なしということで、マッチングしないことになります。

先ほど申しました10種類の共変量につきまして、それぞれの構成割合を調べてみたのですが、回答世帯と非回答世帯では、共変量ごとの構成割合はかなり様相が異なるのですが、実際にマッチングによってマッチングされてきた回答世帯を集団で見ますと、マッチングされた回答世帯の集団につきましては、非回答世帯のそれぞれの共変量の構成割合と非常に近い状況にあることがわかりました。そのことにつきましては、傾向スコアという1つの指標を用いることで、それぞれの世帯情報と似たものをとってこられるということが、今回の知見の1つとして挙げられると思います。

傾向スコアの推定値のそれぞれの試算ごとの分布につきましては、4ページの上のグラフのようになります。先ほど申しましたように、傾向スコアの低い方からマッチングを行っていきますので、何度でも同じ世帯をとってこられる、黄色の復元マッチングにおきましては、非回答である赤の分布とほぼ一致するのですが、1回しかとってこられないという非復元マッチングの緑につきましては、もともと回答世帯の分布は低い方が少ないので、赤よりも低い状態で推移してきますが、途中で回答世帯の数が増えてきますので、マッチング相手が増えるということで、緑が途中で突き抜けて逆転してくる。そこを超え

ると、また同じようになる。キャリパーマッチングにつきましては、その間ぐらいという形になっております。

「4.2 ノンパラメトリックな代入」ですが、これは最近傍マッチングにおいてマッチングした回答世帯の総所得を、そのまま非回答世帯の総所得として代入するものです。

試算①②③の数字を御覧いただきますと、若干低目になる傾向はございますが、それほど大きく離れているわけではないということは、数字からわかると思います。

ただ、それは全世帯に関して言えることございまして、例えば母子世帯ですとか、父子世帯といった世帯構造別の数字を御覧いただきますと、実績値では母子世帯 236 万円、父子世帯で 515 万円という数字になっておりますが、それに対して、補完された値を見ますと、母子世帯の試算①で 552 万円、試算②で 597 万円、2 倍以上の大きな値で補完されておりまして、補完後の結果も大きくずれる。これは傾向スコア推定値という 1 つの数字の近さを用いてマッチングしておりますので、出現頻度の低い構造では特になんですが、必ずしも同じ世帯構造の回答世帯がマッチングされるとは限らない。傾向スコアが近いということで、別の構造世帯からマッチングされてくることも往々にしてございますので、それによって、必ずしも補完値が近い数字で補完されるわけではないということが御理解いただけるかと思えます。

分布につきましては、5 ページにありますとおりで、実績に比べますと、若干低目の方で多目にマッチングされてくることがわかります。

「4.3 パラメトリックな代入」です。この方法につきましては、マッチングした回答世帯の集団における総所得と世帯票情報との間に、総所得に関する対数線形モデルが成り立つと考えまして、非回答世帯の総所得を推計するものです。

総所得の対数値を被説明変数、世帯票情報、共変量を説明変数としまして、重回帰分析を行い、そのパラメータの推定値を最小二乗法で決定いたしまして、欠測した総所得の補完値として代入いたします。その際、推計値に用いる推定量によって、不偏推定量、最尤推定量及び確率的回帰代入という 3 つのパターンを試算いたしました。

不偏推定量につきましては、S2 というものがついております。これは記述がないのですが、回帰算数の分散になっております。

実績値と補完後の所得や分位値の表が 6 ページの下、7～9 ページにそれぞれの分布を示してございます。

不偏推定量の結果なのですけれども、数字を御覧いただくとおり、かなり実績値に近い値で補完されています。これはもともと平均所得に近いところで補完するように、式そのものがそういう推定量になっておりますので、試算した補完の結果も実績値と余り変わらないことになっております。

2 つ目の最尤推定量に関しましては、例えば全世帯で実績 566 万円に対して、試算①②③でいずれも 530 万円台ということで、約 30 万円ほど小さくなっております。これは推計式そのものが最も多く頻度が出てくる階級、大体 200 万円、300 万円、いっても 400 万円

といった辺りで多く補完されてきますので、平均値が 560 万円ぐらいのレベルですから、そこよりも低い値で多く補完される。それによって、全体も低く補完されてくるという性質のものでございます。

最後の確率的回帰代入なのですけれども、これだけは不偏推定量や最尤推定量と比べて若干様相が異なりまして、結果として、実績に比べまして、平均所得が高く出てくることでもあります。推計式におきまして、総所得を推計する際の指数のべき乗の部分に、正規分布に従う誤差項がのってきますので、これが指数で効いてきて、高所得と低所得、分布でいいますと、両端に当たる部分が多く出てきて、逆に真ん中の部分、中所得の辺りが低くなる。横が厚く、中が薄いという形になっておりますので、ほかの 2 つとは様相が若干異なりまして、高く出ることもあります。

分布につきましては、今、対応を御説明いたしましたけれども、その状況に沿って補完されていることを視覚的に示してございます。

「5 まとめ」になりますけれども、10 ページです。以上 IPW 推定とノンパラメトリック、パラメトリック、計 12 通りの試算を行ったのですが、結果としまして、いずれも一長一短と言いますか、言わば答え合わせの模範解答に当たります、真の所得分布をそもそも知り得ないということもございまして、各方法でどれが良い悪いという優劣を判断することは、正直困難でございます。

また、それぞれの方法につきましては、下に 5 項目を挙げてございますが、このような仮定に基づいておりますので、妥当性の評価を含めてさらなる検討が必要である。さらに申しますと、そもそもこの仮定が本当に正しいのか、成り立っているのかということもございまして、そういったことも含めて、現時点で実際の集計に適用できるのかということ考えたときに、適用できると結論づけることはできませんので、政府統計に採用しようという判断は、さすがに時期尚早であると思って、今回の研究の結論となりました。

それでは、続きまして、資料 2 - 4 に移らせていただきます。「全部不詳データの補正について」です。現在、世帯票は回収率が 8 割ぐらいということで、2 割はそもそも回収できていない。このようなところをどのように補正するかということでございます。平成 19 年のデータを用いまして、次のような補正を試みました。

「I. 世帯票・健康票の推定について」です。

「① 世帯票の調査区別有効回答世帯数を用いる方法」。国勢調査区の 1 調査区当たりの世帯数は、標準的には 40 世帯ぐらいであろうと考えまして、実際にその調査地区から回答が得られた数が 40 世帯に満たない場合は、回答世帯を n としまして、 n 分の 40 という倍率で調整しようという、調整係数を考えます。そして、調整係数で調整しました県・指定都市別の世帯員数の合計と、それぞれの 6 月 1 日推計人口との比をもって修正拡大乗数といたしまして、調整係数、修正拡大乗数の積をウェイトとして、各推計値を算出しようというものです。

「② 世帯構造×世帯主年齢階級別世帯分布を用いる方法」です。

「（１）国勢調査の結果を利用する方法」としまして、層別に世帯票有効回答世帯数と17年の国勢調査の世帯数の比を調整係数として、修正拡大乗数の積をウェートいたします。

「（２）所得票の有効回答世帯数の割合を用いる方法」。調整係数としましては、所得票の回収率の逆数をとるとしまして、あとは（１）と同じ方法にしております。なお、対象世帯が存在しない場合には、適宜全国値を代入するなどして補っております。

こういった推定方法によりまして、世帯構造別の世帯の構成割合と世帯員の年齢階級の分布を確認したところ、２ページのようにになりました。

上の世帯の構成割合の差なのですけれども、５本棒がありまして、そのうち左から２本目が拡大乗数を考慮した世帯票の実績です。水色の棒になりますが、単独ですとアンダーエスティメート、それ以外ですとオーバーだったり、アンダーだったりということになるのですが、１つ目のオレンジの方法でも補正結果が芳しくない状況です。

右から２本目の黄色につきましては、そもそも国勢調査に合わせにっておりますので、これは合って当たり前です。

あと、所得票有効回答世帯数でも、補正の状況は完全にはいかないということが御覧いただけます。

また、世帯員の年齢分布を見ますと、先ほど国勢調査に合わせにいった場合の黄色は、世帯の構成割合としては当然合うのですけれども、世帯の構成割合は合っても、その場合、年齢分布は合わない。若年の方で上にいたり、下にいたりしています。補正の方法によって、オーバーエスティメート、アンダーエスティメートは変わってきて、どの年代をとっても、余りよい補正にはなっていないことがわかります。

「Ⅱ．所得票・貯蓄票の推定について」です。基本的には世帯票と同様の試算方法ですので、異なる部分だけ、以下で説明いたします。

「① 所得票の単位区別回答世帯数を用いる方法」です。所得票は調査区を区割りした単位区で行いますので、単位区の回答世帯数が20に満たない場合には、 n 分の20で調整しようという形で行っております。拡大乗数は、現行の拡大乗数をそのまま使って、ウェートとしております。

「② 世帯構造×世帯主年齢階級別世帯分布を用いる方法」です。

「（１）国勢調査の結果を利用する方法」につきましては、所得票の有効回答世帯数を使う以外は、先ほどの世帯票と同じ方法です。

「（２）所得票の有効客体数の割合を用いる方法」ですが、国民生活基礎調査はまず世帯票の回収を行い、回収が得られたところから、さらに所得票の回収を行う。２段階の回収を行っておりますので、２回の回収で同じような偏りが発生すると仮定しまして、県・指定都市、世帯構造、世帯主の年齢階級、この３つのクロスの調整係数として、回収率の逆数の２乗を用いるという方法です。

これらの推定によって、先ほどと同じようなものの分布を見たものが、４ページになります。

この方法ですと、先ほど直接合わせにあって、合うのが当たり前であった黄色も、少しアンダーだったり、オーバーだったりということで、完全に補正し切れない。ほかの補正方法でも、程度の差こそあれ、完全に補正し切れるものではない。また、補正の結果、アンダーかオーバーかというのも、まちまちであるというのは、御覧いただけます。

年齢階級別の構成割合、下の図ですけれども、おおよそ若年の方がアンダーエスティメート、中高年の方がオーバーエスティメートという傾向は見られますが、補正し切れないということは、どの補正方法でもわかるかと思えます。

所得票や貯蓄票、特に所得は分布が重要ですので、補正によって、所得分布がどのように変化したかというのが、5ページでございます。

現行方式、平均所得 566 万円に対しまして、いずれの補正方法も若干低位になっているところが見てとれます。

分布を見ましても、左から2本目のウェートをつけた現行方式の分布に対しましては、やや低い方が高くなって、中高所得の方が若干薄くなるという形になってございます。

6ページをご覧ください。この補正に当たりましては、世帯構造と世帯主年齢階級のクロスで補正を行っているのですが、クロスを行いますと、所得票の有効回答世帯数が0になってしまうところがございます。そういったところでは、そもそも総所得の調整ができないという問題がございますので、そういった問題を解決するために、まず世帯構造のみを国勢調査に合わせにいった場合、どうなるかという所得分布を見たものが6ページでございます。

現行方式に比べまして、世帯構造だけを合わせた場合は 539 万円ということで、27 万円ほど低くなる。先ほどの補正に比べると、かなり低くなるということは、下の分布を見ても、300 万円以下の辺りがかなり厚くなって、400 万円を超えてくると、薄くなっていく傾向が見てとれます。

年齢階級別の方を見ますと、やはり若年でアンダー、中高年でオーバーということはあるんですが、どうしても補正し切れないということは、いずれも一貫しているかと思えます。

最後になりますけれども、世帯票が回答されて、所得票が未回答という世帯を用いた補正です。これまで所得票の回答世帯について補正を行っておりましたが、そうではなく、そもそも所得票の対象世帯そのものを補正の対象とした場合、世帯構造別の割合と申しますのは、所得票の回答世帯の分布よりも、より母集団である国勢調査の結果の方に近い分布となっております。

これを世帯構造別で補正を行った場合には、8ページですけれども、現行 566 万円に対して、平均所得が 559 万円。先ほどの所得票回答世帯を補正した場合に比べますと、そこまで大きな低位ではないのですが、現行方式に比べて若干低くなるということは、表と分布からわかるかと思えます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明も含めまして、もし岩崎先生から何か補足説明がございましたら、お願いいたします。

○岩崎成蹊大学教授 これは前回答申での宿題だったわけですし、宿題を出した方が答えているという変な感じなのですけれども、この研究を実施したのは、基本的には回収率が100%にならないわけで、今までの調査では、回収したものだけの集計だったのですけれども、回収できなかったものはどうなっているのかが全然わからないのではないかという御意見もあるかと思うんですが、そうではなくて、統計的な方法論を使って、できるところまではやろうと考えているわけです。ですから、ベストなものはないのですけれども、ベストポッシブルあるいはベターなものを考えていました。

ここで使ったのは、先ほど話がありましたように、傾向スコアということで、1983年に提案されて以来、20年ぐらい経つんですけれども、ここ10年ぐらいで応用が広がってきています。私は理論の専門家なので、実際に計算してみたことがなかったのですが、今回研究を実施してみて、結構有効だと思いました。こういった形で補正されるかは方法論に依存してまして、もちろん方法論に関しても、全て理論的にでき上がっているわけではなくて、今でも研究が続いている分野だということを御承知おきいただきたいと思います。

今回、研究をしてみて、この有効性もある程度わかってきましたし、逆に言うと、先ほど言いましたように、母子世帯、父子世帯のように、もともとのn数が少ないところでは、ぶれが生じる可能性が出てくることもわかりました。ですので、こういったものを研究して、最後に結論として時期尚早と書いてあるのですけれども、これでもってやれというわけではなくて、今回も幾つかの方法を使ってやっていたのですが、いろんな方法があり得る。特に、分析者が、共変量をどう選ぶかによって結果が違ってくる可能性はあります。そういう意味では、研究レベルなのですけれども、政府統計におきましても、是非こういったものの採用を考えていただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの厚生労働省の御説明、そして岩崎先生の御説明も含めまして、御意見、御質問がおありになりましたら、御発言をお願いいたします。

○岩崎成蹊大学教授 補足なのですが、よろしいですか。

○津谷部会長 手短にお願いいたします。

○岩崎成蹊大学教授 今回は世帯票を回収したものの中で所得票を扱いましたので、ある意味でやりやすかった。世帯票の情報を使えばいいんだということで、共変量の範囲がある程度限定されています。そういう意味では、今回は割とやりやすい方法だったと思います。これを世帯票の補正となりますと、全然世帯票が得られていなかったところで、こういった情報を使えばいいのかということについては、さらに難しい問題が生じることになります。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

私から1点だけ厚生労働省に確認したいのですけれども、先ほど岩崎先生が一番簡単だとおっしゃった、世帯票には回答したが、所得票に回答しなかった世帯についての傾向スコアの御説明が最初にあったわけですが、所得額の推計を試みたところ、所得が低目の傾向がみられたということです。ただ、伺っていると、必ずしも低目ではなく、高目に出る場合もあったようなのですが、いずれにしても、マジョリティーは低目の傾向がこの推定で出たというのが私の理解です。そこで伺いますが、傾向スコアにより補正しない数値と、補正した場合の数値を比べて、補正した値に見過ごせないようなバイアスがあるということなののでしょうか。そうではなくて、補正に伴う標本誤差の範囲内でのものであるということなののでしょうか。これは統計委員会の方で御質問が出た事柄でもありますので、厚生労働省、岩崎先生からお答えがありましたら、お願いいたします。

○關人口動態・保健社会統計課課長補佐 お答えいたします。低目の傾向が見られると申しましたのは、傾向スコアに関します12通りの試算を行ったのですけれども、あくまで実績値よりも低い補完の結果が得られた試算の数が比較的多かったという趣旨でございます。補正しない数値に対して、見過ごせないほどのバイアスがある、要は実績値が過小推計になっているということは、当方としては考えておるわけではございません。

実際、先ほども部会長がおっしゃられたとおり、結果の中には、実績値の高い結果が出ているものもありますので、あくまで標本誤差の範囲内で、点推定値の位置が若干変化した程度という認識でございます。実績値と有意な差があるわけではないと認識しているところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

岩崎先生から何か補足の御説明はございますでしょうか。

○岩崎成蹊大学教授 先ほど傾向スコアの分布があったのですけれども、基本的に捕捉率が低くても、無回答と回答の間に差がなければ、誤差は大きくなりますが、バイアスという意味では問題はないと思います。

今回やってみて、若干低目に出たというのは、先ほど話が出ていますような、低所得といますか、若年層の捕捉率が低かったことを多少反映していると思います。もともと正解のない話なので、それが標本誤差の範囲内なのかどうかはわからないのですけれども、私としては、若干低目である意味納得している。だけれども、それが本当にドラスティックな差かと言われるすと、そこは違うという判断です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

明らかに見過ごせないようなバイアスがあり、それが集計結果に大きな影響を及ぼすということはないというお答えであったと思います。

先ほどからの御説明にありましたように、調査票が回収できないことによる非標本誤差を解析して、最も信頼性が高いと思われる方法を決めて、補正することができれば、有益

ですけれども、どの方法で、どういう仮定を立てて補正するのか、もともと情報がないものと、あるものをどういうふうに区別して扱っていくのか、どのモデルを用いてどういうやり方で推計するのかということについてのコンセンサスは、現時点では得られていない。というよりも、わからないということかと思えます。

これについては研究が続けられていますし、先ほどの岩崎先生の御説明でもございましたように、推計を行うことの有効性は確かにある。だから推計をするわけですが、特に父子家庭、母子家庭、世帯主の年齢から見たときに、若い世帯主ですと、統計的な安定性を欠いてくる。これは全てに言えることだと思います。どのような共変量を使うかによっても、回帰モデルですので、推計結果は当然変わってくるかとも思います。

ただ、現時点で言えますことは、政府の公的統計としてこれらの推計値を利用することについては難しいであろう。そういう意味での時期尚早という結論ではなかったかと思えます。けれども、集計値を補正する理論の今後の利用の可能性については、仮定の検証も含めて検討していくことについては、重要であるとまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

岩崎先生、どうもありがとうございました。

御了承いただいたものとさせていただきます。

続きまして、前回答申の今後の課題や基本計画において指摘されている事柄に対応するため、平成 23 年に実施を予定していた試験調査の内容などについて、整理した資料についてです。本日お配りしました資料 2-5 を御覧いただければと思います。

それでは、厚生労働省、御説明をお願いいたします。

○上田世帯統計室長 それでは、資料 2-5 を御説明申し上げます。

これは私どもが平成 23 年に実施しようとして、財政的な理由で実施できなかった試験調査の内容を主として申し上げるものでございます。この試験調査は平成 26 年において実施したいと考えておりますので、ここで申し上げた内容については、そのまま 26 年の方針にもなるかと思えます。特に 26 年に気をつけなければならないことについては、その旨、申し上げる予定であります。

「I 試験調査の目的」でございますけれども「1. 前提となる目標」が 2 つございます。

1 点は、平成 22 年の答申において、今後の課題で、調査の方法としては、他の基幹統計調査の方法も見据えた上で、考え直すこともあり得るんだという御指摘も受けましたので、平成 22 年の国勢調査で取り入れられました、郵送調査を取り入れて、調査票回収率の向上策とできないかということを考えました。

2 つ目につきましては、基本計画で述べられております所得票・貯蓄票を拡充して、都道府県別の表章を可能とするという課題を解決できないかというものでございました。

2つ目から考えるわけでございますけれども、都道府県別の平均所得額の精度を安定させるためには、世帯票のサイズ、25年調査では5,530地区でございますが、このサイズで実施する必要がございます。

そのために、現在2,000人の調査員が所得票の調査に当たっております。所得票については、1国勢調査区を2つぐらいに分けた単位区で実施しておりますけれども、2,000単位区で大規模年は実施しておりますので、都合2,000人の所得票になります。難しい調査票でございますので、それなりに有能な調査員の方々にお集まりいただいていると考えておりますけれども、その量を5,530人まで増やす必要があるわけでございます。

ただ、調査員さんの負担が単位区から1国勢調査区になりますので、2倍に調査員負担が増える。これを現状維持するためには、1地区に調査員2名を置くと仮定すれば、1万1,000人以上の有能な調査員が必要となるわけでございます。5,530人しろ、1万1,000人以上にしろ、自治体に聞きますと、所得票ができるような調査員の方をそのボリュームで確保するのは難しい、不可能であるという回答をいただいておりますので、調査員負担の大幅な軽減を図らなければならない。要するに有能の幅を拡大していかなければならないというわけであります。

調査員負担の軽減策を考えましたけれども、1点は、調査事項を軽量化して、調査員による初期説明等の総量を減量する。

調査員の方々には、接触が困難な世帯に対しては、何度も訪問されるわけでありまして、10遍も20遍も訪問されるわけでありましてけれども、そこは新たな回収方法として、郵送が効果的かどうかということで、それは採用してみたい。

さらに問い合わせについても、調査員、ときには保健所や福祉事務所に対して、世帯から説明を求められることを、コールセンターの導入によって軽量化できないかと考えました。

これら3点の調査員負担の軽減策の有効性検証が必要であるということでありまして。

また、一方で、報告者の記入負担の軽減の必要も生じるわけでありまして。

所得票と貯蓄票を世帯票サイズで実施することになりますと、今、世帯票は6月、所得票は7月に実施しておるわけでございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、世帯票の実施圏域である国勢調査区を2つぐらいの単位区に分けるという作業もございまして、保健所から福祉事務所への事務引き継ぎ等もあるために、6月、7月に分ける。もちろん記入負担を軽減するということもありますけれども、2回に分けて実施しているわけでございます。それらを別時期に実施する必要性が薄くなっていくということで、これは従前より調査員や自治体さんからも要望があったことございましてけれども、調査時期やルートを一元化しなければならないということが出てまいります。

もう一つ、現在、所得票・貯蓄票と介護票については、重複させておりません。平成12年の統計審議会において、報告者の記入負担を考慮すると、所得票と介護票は重複できませんという勧めがあって、それに従ったものでございまして、現時点、介護票は2,500地

区に限定して実施しておるわけでございますけれども、これはやらなくてもよろしいということで、副産物として、介護票の出現率が増えるため、介護票統計の精度が向上するというのももたらされるということでございます。

これから生じる報告者の記入負担を軽減するために、調査事項を軽量化する必要があると、新たに開発する軽量の調査票で、その記入負担がなお過大ではないのか、それで十分軽減されているかという検証が必要になるわけでありまして。

そこで、試験調査の方法を考えたわけでございますけれども、調査項目数を絞り込まなければならぬということで、別紙1を御覧いただきたいと思っております。

これは平成22年の調査各票の調査項目等です。左から世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票と並べて、そこで誰が記入するかということと、質問と補問の関係をナンバーづけして並べて、それぞれの質問、補問等に対して、記入項目が幾つかあるか、選択肢が幾つかあるか、記入数が幾つかあるか、さらに選択肢を選んで、記入する項目が幾つかあるかということをもとめて一覧にしたものでございます。

余白に書いてあるとおり、平成22年の調査票ベースで、全票を同時に行った場合の質問数等を出して、どれだけの負担があるのかということを示したものでございます。

世帯員ベースにいたしまして、総質問数が87問であります。記入項目数が73カ所あり、選択肢は615あります。ただ、選択肢の中には、例えば健康票の6のように、質問数としては1問なのですが、6つの設問があって、それぞれ1つずつ必ず答えていただかなければならないという選択肢の設け方をしているものがあって、そのようなものをカウントいたしますと、総質問数は100を超えてしまう状況であります。

一方で、ページ数から見ましても、そこにありますとおり、世帯票はつくりが若干違っておりますけれども、総ページ数は三十数ページある。中には当然記入を要しない項目があるわけでございますけれども、それにしても、一旦は目を通さなければわからないわけでありまして、これだけのボリュームに目を通す、さらにある場合は記入をする、ある場合は選択をするという行為が、報告者にとってどれだけのエネルギーを必要とするかということ、是非おわかりいただきたいと思っております。

もとに戻っていただきまして、23年試験調査での軽量化の目標は、国勢調査を念頭に置きまして、30問程度に減らせないかということで、検討したわけでありまして。世帯の基礎調査としては、どの範囲まで絞り込めるのだろうかということで考えたわけでございますけれども、もともとはそんなに多くなかった国民生活基礎調査の質問数等が、年々、この調査に対する施策担当部局の期待感から、これも把握してください、あれも把握してくださいという要望があって、それに応じて調査項目を増やしてきた経緯もあって、削減というのは、なかなか困難な感じがするという印象を持ったわけでありまして。

具体的に試験調査をどのようにやろうとしたかについては、別紙2を御覧ください。

「試験調査の目的」は、先ほど申し上げたとおりでございます。

「試験調査の概要」は、先ほど申し上げましたように、報告者、調査員、地方自治体の負担を軽減するために、調査事項を削減した新調査票を設定する。さらに調査ルートあるいは調査時期を一元化する、郵送調査、コールセンターを導入するということです。

調査時期は、平成 23 年 6 月と 7 月、本調査と同時実施したいと考えました。

調査規模でございますけれども、全体で約 1 万世帯、3 万人を対象として、4 つのグループに分けました。

4 つのグループは、下にあります①～④でございます。①②は調査ルートを一元化したもの、③④は従来どおりの 2 つの調査ルートで実施して比較するものであります。

また、①の試験 A と③の試験 C は、調査員が配布・回収・審査するという現状どおりのやり方をする。②の試験 B と④の試験 D については、調査員が配布をして、原則郵送回収をする。無審査になるわけですが、郵送回収の効果を測定するというやり方をしようと思ったわけでありまして。

その他、報告者等からアンケートをとるとか、あるいは調査の方法を簡略化いたしますと、たちまち予算に影響が出るわけでございますので、調査員の稼働量もきちんと把握しようと考えたところであります。

検証方法といたしましては、下にありますとおり、平成 20 年の所得票を回収する際にとった方法と同じ方法でございますけれども、有識者の皆さんや自治体の代表を含む検討会を設けて、本調査の結果との基本統計量の比較をやるとか、あるいは回収率・記入率の比較をしてみるとか、調査員さん、報告者の負担感がどういうふうになっているか、郵送回収やコールセンターは有効に働いたかということを試みるということで、試験調査を企画したものであります。

参考までに、その後ろに、厚生労働省の会計に要求をした予算要求予定額ということで、内訳もつけております。

またもとに戻っていただきまして、こういうことで企画をしたわけですが、残念ながら、財政的な事情で実施までには至らなかったということでありまして。

26 年試験調査に向けて考慮に入れなければならないことですが、今回、大幅に健康票の見直しを行いました。施策の目標値あるいはその説明変数を多く設定いたしましたので、項目選択において、かなり慎重を期す必要があるかと考えています。

試験調査の方法で 2 番目に挙げておりましたように、全調査票の個計化を考えました。所得票、健康票、介護票は、既に個計化しておりまして、あとは世帯票と貯蓄票でございますけれども、生活時間帯が世帯員によってまちまちになってきた。同一世帯であっても、各世帯員の属性情報が全て透明で、世帯主等の報告者がわかっているかどうかということは、なかなか言い難いような世の中になってきておりますので、全調査票を個計化しまして、1 人 1 冊の冊子調査票といたしました。

世帯票と貯蓄票の個計化に当たっては、報告者の記入負担等の問題が生じました。

一方では、生活時間帯がばらばらになっていて、世帯員によって、各世帯員の情報をみんながわかっていない世帯のありようもあれば、世帯主等の報告者のコントロールがなお働くと考えられる、田舎に多い世帯主さんで、全ての世帯についてよくわかっている世帯もまだあるわけでございますので、そういう場合、世帯票の記入を世帯員ごとにする事による不詳・無記入発生が抑制できるのか。これまでは、幼児・高齢者等、記入が困難な場合であっても、世帯票は1シートでございますので、世帯主等がかかわって記入することが容易であるわけであります。つまり項目が横に並んでいるわけで、1人ずつ別々に1冊記入をして、また次の人を1冊記入するというのではなくて、1つの項目について、全ての世帯員の項目が把握できる。そういう順番で、かなり記入しやすい調査票のシート形式であったわけでございますけれども、冊子への代理記入が世帯主等に忌避感を生じさせるのではないかという懸念があります。

1回の調査での記入総量は、現行では6月と7月に分かれておりますので、6月には世帯票と健康票と介護票を記入される方がいらっしゃる。7月には所得票と貯蓄票を記入される方がいらっしゃる、分散されているわけでございます。そのため、当然調査項目数は減じるわけでございますけれども、これらを一斉に記入するために、そういう懸念を持つわけであります。したがって、現行の世帯票、健康票、介護票の記入量を超えないように、新しい調査票を1人が記入できるものとして設定できるか。また、設定したとして、記入量が最大となると考えられる世帯主等の忌避感を減じる方向に働くかは、やってみないとわからないというところがあります。現行どおり、世帯票部分については、世帯主等の一括記入も可能な1シート形式とするかというところは、最後まで迷ったところであります。

また、貯蓄票についても、最終的には、各個人の貯蓄額や借入金額を合わせて1世帯の所得額とか借入金額とするわけでございますけれども、本調査は世帯で1枚の貯蓄票でございますので、そこで比較はするわけでございますが、果たしてその比較において、正しい、正しくないということを言えるかどうか。妥当かどうか、その判定はかなり難しいと考えております。したがって、時系列への影響なしとも言い切れないため、貯蓄票についても、現行どおり、世帯の貯蓄額を調査することが有効かというところで迷ったわけであります。これは世帯の状況が、個が強い世帯と、個をまとめる世帯主等の世帯に関する認識度が強いという世帯の間に、いろいろな世帯が分散しているわけでございますから、どのような形で調査をするか、最適調査票というものが得られるのかどうなのかというところで、私どもがかなり迷ったということは、正直、申し上げなければなりません。

コールセンターの有効性でございますけれども、試験調査に当たってはコールセンターを専門にしている会社に見積もりをとって、先ほど申し上げたような200地区ぐらいでは、300~400万ぐらいの予算できますという回答を得たわけですが、本格的にコールセンターを導入して、郵送調査を導入するというところでございまして、調査員と同等以上の説明能力がコールセンターには必要になるわけであります。対面ではないわけでございますから、

調査員と同等以上と申し上げるわけですが、その際は当然私どもの調査あるいは調査事項に関する別途の研修等が必要になるわけですが、コールセンターの技量の質が回収調査票の質に直結する可能性もあります。そこまでやるのが、ビジネスとして成り立つかどうかは、いろいろな会社に当たってみなければならないと思います。

コールセンターがうまく機能するかどうかは、郵送回収とした世帯にヒアリング等を行ったり、調査票の記入内容の比較で検証するわけですが、また、私どもとしては、コールセンターは24時間営業としたいわけですが、コストの関係から、最適時間帯を見極めなければならないと考えました。

郵送調査の有効性ですが、郵送調査にいたしますと、無審査データが生じるわけで、それがどのように影響を与えるか。平成20年に所得票の自計化に関する試験調査を行った際には、無審査データは不詳データとなって表れるということが明らかでありまして、これを最小限にする必要があるわけでありまして。

平成22年で実施しました郵送調査で、不詳のデータが増えたこともあって、平成27年の国勢調査では、自治体による審査体制を強化する予定と聞いておりますけれども、私どもの調査では、詳細な審査機能を保健所や福祉事務所ではなかなか持てないわけでありまして。業務が統計を所管とするところではございませんので、それが持たなくて、調査員さんに依存することにならざるを得ないわけでありまして。

例えば、所得票調査では、特に密封を要求された場合、調査員による審査が成り立っておりません。そのため密封回収では、調査員関与に比べて、集計不可能な調査票が若干多くなる傾向にあるわけでありまして。したがって、郵送調査であっても、調査員の関与が可能な場合、あるいはやらなければならない場合、記入困難な事項でありますとか、高齢者の方々を中心に記入に介在が必要な場合については、無審査票を極力減少させることが必要でございますが、全調査票について、その方法を探る必要があるわけでありまして、さらにそれが調査員負担となって、どのように影響してくるかということについても、実データを収集する必要があるわけでありまして。

最後でございますが、私どもがいろいろなことを考える際には、回収方法の多様化を目標としております。

1つは、今、あったものと同じ調査員回収でございます。これは徐々に少なくなっていくであろうと考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、この説明がわかりにくいから、説明をきちんとしなければならない、対面でやらなければならない。高齢者には対面で、この箇所はこういうふうに記入するのですということをお教えしなければならない場合には、当然調査員回収になるのではないかと考えております。

郵送回収については、調査票密封化を主張される世帯、面接不能世帯、回収時不在世帯を対象として、当面やるのではないかと考えています。

オンライン回収につきましては、前回あるいは前々回にも申し上げましたけれども、直ちに私どもの現在の調査票をオンライン回収とすることは不可能でございます。ただし、

現在、積極的にオンライン回答を選択される世帯もございましょうし、面接不能な世帯については、オンライン回収がベストな方法であろうということにもなりましょうから、それらの方々を対象にいずれやるのではないかと思います。また、密封化を主張される世帯についても、入力時審査が可能なオンライン報告に可能な限り誘導しなければならないと考えています。

ただ、オンラインシステム開発は、多分、億単位の経費を要求するはずでございましょうから、これは実地利用を前提としてやる必要があるわけでございます。そのため、個計化の実施状況あるいはその回収状況を踏まえて、オンラインシステムについては、時間差で導入することになるのではないかと考えております。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、今、御説明いただいた内容を含め、御意見、御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

伺っておりますと、計画されていた平成 23 年の試験調査は、多岐にわたっており、報告者の負担軽減のみならず、実査を担当している調査員、この場合は保健所・福祉事務所ですが、そしてその他の負担についてもこれらを軽減するということがありながら、もう一方で、今後の回収率の維持・向上に対する方策も考えていかなければならないということも含めて、それには当然経費がかかってくるわけですが、いろいろな試みをされようとしていたことが、よくわかったかと思えます。オンライン化もそうなのですが、もしこれを全ての調査票について同時にやる一方で、負担を軽減していくとなると、質問項目の大幅な削減をせざるを得ないであろうということ、御説明を伺っていて思いました。

ただ、国民生活基礎調査は、厚生労働省が実施している最も重要なサンプル調査です。この調査の質問項目については、施策上の必要性が大変高いとも理解いたしました。ですので、コールセンターのスタッフのトレーニングも含めて、これからいろいろな課題があるかと思えます。

この試験調査実施については予算の概算要求をされるわけですね。前回の試験調査は予算上の制約から見送られましたけれども、今回の平成 25 年の調査に関する試験調査は、是非実施をしていただくように、当部会としても強く望み、またお願いするという形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。平成 23 年の試験調査のやり方を詳しく御説明いただきましたので、今回の調査への調整を含めて、基本的には前回やろうとしてできなかったことを、この試験調査で是非やっていただくということで、この有用性は部会としても強く認識するところであり、平成 25 年調査のための試験調査の実施を望み、期待するとさせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、個別事項として、調査事項の追加、変更等についてです。前回途中になっていたわけですが、そちらに移りたいと思います。

前回の部会では、審査メモの12ページの健康票までの審議が一応終わりました、今回それに対する御回答もいただきましたが、本日は13ページの「(3)介護票」からの審議を行ってまいりたいと思います。

それでは、介護票について、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、説明させていただきます。

介護票につきましては、報告者のよりの確な記入の観点からの変更、あるいは法制度の変更に伴う変更、さらに一定の傾向が把握されたものを削除という、4点の変更が計画されております。

このうち、1点目でございますが、介護票の質問5及び質問6の「主に介護する者の介護時間」、「その他の介護者の状況」といった、いわゆる介護を行っている者への質問をまとめて前に持ってくるなど、質問の順番を入れかえる。

さらにこれとともに、質問6の(2)の同別居の状況につきまして、同居をしていない者の居住場所に係る選択肢、具体的には「同一家屋・敷地」、「同一市町村」、「その他の地域」を削除するものであります。

これは介護票の新旧対照表の3-1ページの下段の部分であります。

このうち、質問の順番につきましては、前回の調査におきまして、報告者や調査員から調査票の質問の流れが円滑になっていないとの指摘を受けまして、質問の順番の見直しを行い、介護を行っている者に係る質問を先にもってきまして、次にどのような介護を受けているかについての質問として、報告者に介護の状況のイメージを持ってもらった上で、介護サービスの利用状況、介護サービス費用等の詳細な事項を把握する順番としております。これにつきましては、質問の流れがスムーズになることによって、報告者のよりの確な記入が図られるということで適当と判断しているところであります。

また、同居をしていない者の居住場所の削除につきましては、過去3回の調査において一定の傾向が把握されていることや、時系列的に大きな変化がないといったことから、削除をするもので、私どもとしては、やむを得ないと判断しているところであります。

続きまして、2点目でございますが、質問7、質問8、質問9の順番の変更です。

これにつきましては、今、御説明いたしましたので、説明は割愛させていただきます。

次に、質問8の「5月中に利用した介護サービス」について、3カ所の変更を行うこととしております。

1つ目が、「5月中の利用日数」欄の削除。

2つ目が、いわゆる選択肢の訪問系サービスの中へ定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、さらに小規模多機能型サービス等の中へ複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）を追加するというもの。

3つ目が、サービスの種類として、居住系サービス（グループホーム）を追加するというものであります。

これは新旧対照表の3－2ページであります。

このうち、「5月中の利用日数」については、過去2回の調査の結果、一定の不詳率が見られることから、削除をするということで、やむを得ないと判断しているところであり、

次に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの追加については、介護保険法の改正によりまして、これらのサービスが新たに創設されたことから追加するものであり、適当と判断しております。

続きまして、居住系サービス（グループホーム）の追加については、グループホームに係る介護給付費の受給者数が年々増えていること等を踏まえまして追加するというものであり、これも適当と判断しているところであり、

3点目は、質問11「介護サービスを受けていない理由」の選択肢についてでございます。

ここに「入院していた」というものを新たに追加するとともに、設問文について、「介護保険によるサービスを受けていない理由は何ですか」を、「質問8の1～5のサービスを受けない理由は何ですか」という表現に変更するものであります。

これは新旧対照票の3－3ページの上段の部分であります。

選択肢として、「入院していた」というものを追加することにつきましては、前回調査におけるその他の内訳として、入院を理由としたものが一番多かったということで、追加するものであります。

「介護保険によるサービスを受けていない理由」については、より詳細な実態把握が可能になるということです。

また、設問文の変更については、報告者のよりの確な記入という観点からの変更ということで、いずれも適当と考えているところであり、

4点目は、質問12の「介護保険料の所得段階」の選択肢のうち、第3段階を変更するというものであります。従前、「第3段階（世帯の全員が市町村民税非課税であって、上記1、2以外）」という表現であったものでありますが、これを「世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1、2以外）」に変更するものであります。

これは新旧対照表の3－3ページの下段の部分であります。

これにつきましては、介護保険事業計画の改定によりまして、介護保険料の区分のうち第3段階について、保険者、市町村の判断で細分化が可能になったことから、これにあわせて、第3段階という文言を削除したものでありまして、適当と判断しているところであり、

介護票関係の説明は以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から補足説明がございましたら、お願いいたします。

○厚生労働省 それでは、若干の補足をさせていただきます。

第1回で配布されました、審査メモに係る参考資料、席上配布資料を御覧いただきたいと思えます。

1 ページ目の中ほど、介護票の質問6、その他の介護者の状況というものがございますけれども、その他介護者の同別居の状況は、先ほどの御説明では一定の傾向が得られたということで、それを数値であらわしたものであります。若干のこぼこはありますけれども、およそこのような形で把握ができているということでもあります。

続いて、介護票の質問8、5月中に利用した介護サービスでございますけれども、訪問系サービス、外出支援サービス、寝具類等洗濯乾燥消毒サービスにおいて不詳が多い。特に訪問系サービスでは、要介護度が高い要介護5の人が多くもあって、不詳の割合が高いことがあらわれていると思えます。

次のページが一番上でございますが、質問11、介護サービスを受けていない理由に、入院していたというものを追加する理由でございます。22年調査で、その他というものを理由としてとっておりまして、そこは自由記載にしておりました。それが249件ございまして、そのうち106件が入院していたという理由でございますので、これを具体的な選択項目として追加したものでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

介護票については、先ほどの御説明にもございましたように、介護票全般の記入状況の改善、質問のロジックのフローの改善を図るために、調査項目の順番を入れ換えたということでございます。これから個々の調査項目の変更内容について審議をいたしますが、この際、調査項目の順番の入れ替えについても、御意見や御質問がございましたら、その際に発言をお願いしたいと思います。

それでは、質問5及び質問6、主に介護する者の介護時間、その他の介護者の状況についてでございます。同別居の状況で、以前は同居をしていない場所の居住場所を尋ねる選択肢があったわけですが、それを削除することについてでございます。

これは介護票の新旧対照表3-1ページでございます。

審査メモは13ページとなっております。

これについて、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。特に御意見ございませんでしょうか。

それでは、これにつきましては、了承するというにさせていただきますと思えます。

それでは、次に質問7、質問8及び質問9についてでございます。

質問7及び質問9は、質問の順番の並び替えでございます。

質問8の5月中に利用した介護サービスにつきましては、3点の変更がございます。

1点目は、5月中の利用日数欄を削除することでございます。

2点目は、選択肢の説明の訪問系サービスに定期巡回・随時対応型訪問介護看護を追加するとともに、小規模多機能型サービス等に複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居住介護）を追加するということでございます。

3点目は、選択肢として、居住系サービス（グループホーム）を追加することでございます。

これらにつきまして、御意見、御質問のある方はお願いいたします。並び替えと選択肢の変更でございます。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましても、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものとさせていただきます。ありがとうございます。

次に質問11、介護サービスを受けていない理由についてです。

これは審査メモの15ページ、介護票新旧対照表は3-3ページでございます。

ここでは2点の変更がございます。

1点目は、選択肢に「09 入院していた」を追加するということでございます。御説明にありましたように、その他の選択肢について具体的な理由を報告者に記入をしていただいたときに、入院していたというのが大変多かったということで、今回はこれを別に1つの選択肢としてくり出したということでございます。

2点目は、設問文について、「介護保険によるサービスを受けていない理由は何ですか」を、「質問8の1～5のサービスを受けていない理由は何ですか」として、質問間の結び付きをより明確にしたものです。この設問文の変更についてでございます。

これらにつきまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。特に御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、この件につきましても、特に御意見がないようですので、了承いただいたものといたしたいと思えます。

それでは、次に質問12の介護保険料の所得段階についてでございます。

これは審査メモの15ページ、介護票新旧対照表の3-3ページでございます。

ここでは、選択肢の3の第3段階の文言を削除することにしております。

これについて、御意見、御質問がおありになる方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましても、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたしたいと思えます。

これで介護票についての変更は終わりました。

続きまして「(4) 所得票」についてでございます。

総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、御説明をさせていただきます。

審査メモは16ページの下段の部分であります。

「(4) 所得票」につきましては、法制度の変更への対応及び正確性の確保といった観点から、調査事項の変更が4点計画されております。

1点目は、質問2の昨年1年間の所得状況のうち、「雇用保険」の設問文の中の「船員保険の失業保険金」といった言葉を削除するものであります。

これは新旧対照表の4-1ページの2段目の部分であります。

従来、船員保険法の失業保険は、雇用保険法の失業等給付と別の制度でありましたけれども、審査メモの17ページの上の方に図でお示ししておりますが、平成22年に行政改革の一環といたしまして、船員保険の失業部門が雇用保険に統合されたといったことによるものであります。つまり法改正に伴う変更でありまして、私どもとしては、適当と判断しているところであります。

2点目は、審査メモ17ページにいきまして、やはり質問2の中で、「児童手当等」の設問文に係るところでございます。この中で、「子ども手当」という文言を追加するものでございます。

これは新旧対照表の4-1ページの3段目の部分であります。

平成22年の前回調査におきましては、調査対象期間が平成21年でありまして、その当時はまだ制度的には児童手当ということで、子ども手当が創設されておりました。

一方、今回の調査におきましては、調査対象期間が平成24年でありまして、その中で、24年1月から3月までは子ども手当という形、さらに4月から12月までは再び児童手当という形で支給されている。こうした制度の変更に伴って、「子ども手当」という文言を追加するというものでありまして、適当と考えているところであります。

審査メモの18ページにいきまして、3点目でありますけれども、質問3、質問4、質問6、質問7の平成24年分の所得税の課税、住民税の課税、固定資産税、企業年金・個人年金等の掛け金について、こういった各質問に対する回答欄に所得税、住民税といったような見出しを追加する。

さらに、これらの中で、四捨五入に関する注記について、従前、「金額の千円未満は四捨五入し、右詰めで記入してください」としていたのですが、「千円未満は四捨五入にして、千円単位で右詰めに記入してください。(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)」に変更するものであります。

これは新旧対照表の4-2ページから4-4ページであります。

これらのうち、見出しの部分については、調査票の構成が見開きで見ると、左側が質問の記入欄、右側が記入の仕方の説明といった形になっています。

さらに四捨五入に関する注記については、都道府県等から、記入に当たって、わかりにくいといった意見が多く寄せられたことを踏まえまして、専ら正確な記入という観点から変更するということです。これにつきましても、私どもは適当と判断しているところであります。

4 点目、審査メモ 18 ページの一番下の部分ですけれども、質問 5 の平成 24 年分の「社会保険料について」の設問文であります。

従前、「その他（雇用保険等）」といった表現がありましたが、これを雇用保険に変更するものであります。これは先ほど雇用保険の箇所で説明したものと同様でありまして、船員保険の失業部分が雇用保険に統合されたことに伴うものであります。

また、支払った保険料の内訳の回答記入欄につきまして、社会保険料の総額に 01、医療保険（短期掛金）に 02、年金保険（長期掛金）に 03、介護保険に 04、雇用保険に 05 といった連番を追加する。

設問文については、先ほどの四捨五入の関係と同様の表現に変更するものであります。

連番を付すことについては、内訳の不詳が多いということで、総額の内訳であることを報告者にイメージをしてもらい、また、四捨五入に関係する部分については、先ほどの説明と同様の理由でありまして、いずれも正確な記入という観点から、おおむね適当であろうと判断しているところであります。

ただ、内訳の記入方法については、1 つの方法として、審査メモの 19 ページの中ほどに入れ子イメージという表を載せておりますけれども、連番を付す以外にこういったレイアウトを変更して、入れ子のような形の形式にするという方法もあるのではないかと考えているところであります。

所得票の説明は以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○上田世帯統計室長 それでは、少し補足をさせていただきます。

初回の部会で配付された資料 3-2、審査メモで示された論点に関する回答の 6 ページを御覧ください。

所得票、質問 5、平成 24 年分の社会保険料について補足をさせていただきます。ここでは内訳の不詳対策ということで、回答記入欄に私どもは連番を付しましたけれども、レイアウトを一部変更して、入れ子にする方法について検討したらという御意見を頂戴しているわけでございます。

所得票の社会保険料の総額は、源泉徴収票や確定申告書、住民税の納税通知書から該当金額を調査票に転記してもらっています。一方、社会保険料の内訳は、給与明細書や年金振込通知書等から 1 年分の金額を計算してもらった上で、調査票に転記してもらっております。

この記入方法については、所得票の 10 ページ、11 ページ、12 ページを御覧いただければ、おわかりいただけるかと思えます。このように参考とする資料が異なっていたり、あるいはそれぞれの調査事項ごとに 1,000 円未満は四捨五入するので、総額と内訳は必ずしも一致しないことから、社会保険料の総額と社会保険料の内訳の欄は別々にしているところであります。

ただ、総額と内訳との関係がわかりにくい。内訳のそれぞれに記入を要することをより明確にするために、連番を付すこととしたものであって、報告者にとってわかりやすいものとなっていると思います。御覧いただいたとおり、他のページと体裁も整えられておりますので、今のままでよいのではないかと考えているところであります。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今回の所得票の変更は、法制度の変更・改正などに基づいた変更、報告者によりわかりやすくなるような工夫や対応であったと思います。

それでは、個々のものから、質問2の昨年1年間の所得状況の回答欄のうち、雇用保険の設問文について、船員保険法の失業保険金の文言を削除するとともに、児童手当等の設問文に子ども手当を追加することについてでございます。

これは新旧対照表の4-1ページ、審査メモの16ページ、17ページでございます。

これにつきまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

これにつきましては、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたします。

次に質問3、質問4、質問6、質問7の平成24分の所得税の課税、住民税の課税等についてでございます。

これは所得票の新旧対照表4-2ページ及び4-4ページ、審査メモの18ページでございます。

ここでは2点の変更があります。

1点目は、金額の回答欄に、所得税、住民税といったように見出しをつける。それぞれの回答欄にタイトルを追加するということでございます。

2点目は、金額の回答欄の下に記載している説明文について、四捨五入の例示を追加することでございます。

これらについて、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。よりわかりやすく、迷わないようにということかと思えます。

それでは、特に御発言がないようですので、この件につきましても、御了承をいただいたものとさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

次に質問5、平成24年分の社会保険料についてでございます。

これは新旧対照表の4-3ページ及び審査メモの18ページでございます。

ここでは3点の変更があります。

1点目は、設問文について、その他（雇用保険等）を雇用保険に変更するということでございます。

2点目は、支払った保険料の内訳の回答記入欄の左横に、01、02といった形で連番を追加して、内訳であることをより明確にしようということでございます。

3点目は、内訳の金額の回答欄の下に記載している説明文について、先ほどと同じように、四捨五入の例示を追加するということをございます。これについては、統計審査官室から、先ほど連番ではなくて、内訳みたいにした方がいいのではないかとといった問題提起がございまして、それに対して厚生労働省のお答えもございました。

その点を踏まえ、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。厚生労働省の計画どおり、連番ということよろしいでしょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 審査メモに係る参考資料の所得票のところで、社会保険料について、不詳率のデータを出していただいています。審査メモに係る参考資料の2ページ目です。その社会保険料の総額の不詳率と内訳の不詳率で見て、総額の不詳率が大き目に出ているのですが、これは内訳を書いていることを意味するのでしょうか。

○上田世帯統計室長 書くべきところに書いていないものについては、総額も不詳になっているということと、総額自体が書かれていないということと、両方あります。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

○廣松委員 ということは、現在の変更案のような形に分けたとしても、そこをより詳しく書いていただけるような期待が必ずしも持てないというか、こういう様式を取ったことによる理由ではないということになりますか。

○上田世帯統計室長 様式の理由である場合を考えた上で、ここは入力をするんですということで連番を付したわけでございますけれども、何か別の理由で、例えば書類が全然見つからないとか、あるいは計算が面倒くさいということもひょっとしたらあるかもしれませんが、そういう理由については、なかなかすぐえないので、そこは調査員さんに今までどおりお願いするしかないところだと思います。

○廣松委員 わかりました。

変更そのものに関しては、特に異議ありません。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

それでは、この部分の変更については、そのほかに特に御意見がないようですので、御了承いただいたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして「(5)貯蓄票」につきまして、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、御説明いたします。

審査メモは19ページの下でありますけれども、貯蓄票につきましては、正確性の確保という観点で、調査事項の変更が2点計画されております。

1点目は、質問1の「世帯の貯蓄状況」の選択肢について、従前の「1 有」「2 無」といったものを、今回は「1 貯蓄あり」及び「2 貯蓄なし」といった形に変更するということでもあります。

また、これとあわせまして、設問文につきまして、従前「あてはまる番号に○をつけ、貯蓄がある場合は、(1)～(4)の合計貯蓄現在高を記入してください」といった表現でありましたが、今回は「『1 貯蓄あり』『2 貯蓄なし』のいずれかに○をつけ、貯蓄がある場合は、合計貯蓄現在高を記入してください」といった表現に変更するものであります。

これは貯蓄票の新旧対照票の1-1ページです。

世帯の貯蓄状況の記入に当たりましては、報告者が記入する場所を間違え、従前の「1 有」「2 無」といったところではなくて、(1)とか、調査項目の番号に○をつけてしまうケースが散見されたということで変更したいというものであり、これはより正確な記入といった観点から適当と考えているところであります。

審査メモの20ページにいきまして、2点目は、質問2の「世帯の貯蓄現在高の変更状況」の選択肢についてです。

これも従前は「1 増えた」「2 変わらない」「3 減った」といった選択肢でありましたけれども、今回は「1 貯蓄が増えた」「2 貯蓄は変わらない」「3 貯蓄が減った」といった形に変更するものであります。

これも報告者に誤解を与えないようにという観点からの変更ということで、適当と考えております。

新旧対照表1-1ページの2段目の部分であります。

以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○上田世帯統計室長 ここは特にございません。

○津谷部会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、まず貯蓄票の質問の1、世帯の貯蓄状況において、ここでは2点の変更があります。

これは審査メモの19ページ、貯蓄票の新旧対照表1-1ページでございます。

1つは、選択肢について「1 貯蓄あり」と「2 貯蓄なし」にする。昔はただ単に「1 有」と「2 無」だったのですが「貯蓄」をつけるということです。そして、平仮名書きにするという変更でございます。間違ったところに○をつけたりすることが散見されたということで、それを改善しようということです。

2点目は、選択肢の変更にあわせて、設問文を変更するということでございます。

これにつきまして、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましても、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたします。

次は質問2、世帯の貯蓄現在高の変更状況の選択肢についてです。「1 貯蓄が増えた」「2 貯蓄は変わらない」「3 貯蓄が減った」ということで、「貯蓄」という文言を加えるという変更でございます。

これは新旧対照表の1-1ページ、審査メモの20ページです。

これにつきまして、御意見、御質問がおありになりましたから、お願いいたします。よろしいでしょうか。

これにつきましても、御了承いただいたものとさせていただきます。

続きまして「2 調査事項の削除」についての審議に入りたいと思います。

審査メモは20ページとなっております。

それでは、審査メモに沿って、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 御説明いたします。

今、部会長から御紹介がありましたとおり、審査メモの20ページの下の部分であります。調査事項の削除としては、2点計画されております。

1点目は、従前、健康票に設けられておりました、「5月中に病気やけが、予防で支払った費用」といったものに関する質問を削除するということであります。

これは健康票の新旧対照表6-1ページの3段目の部分であります。

これにつきましては、過去4回の調査で一定の傾向が把握されている等から、やむを得ないと判断しております。

2点目は、同じく健康票に設けられておりました、保健指導等に関する質問を削除するものであります。

これは健康票の新旧対照表6-5ページであります。

これは平成22年の補問12-1から12-5という部分であります。

これにつきましても、過去3回の調査において、一定の傾向が把握されていることから、やむを得ないと判断しているところであります。

この関係の説明は以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございました。

それでは、厚生労働省から補足説明がございましたら、お願いいたします。

○上田世帯統計室長 費用についての補足をさせていただきたいと思います。審査メモに係る参考資料の2ページ目を御覧ください。

調査事項の削除ということで、病気やけがで支払った費用と、病気の予防で支払った費用を削除させていただくわけですが、一定の傾向がつかまえたということですが、病気やけがで支払った費用は、平成19年に支払いの有無を聞いておりますので、若干数値は異なっておりますが、具体的な数値で1~4,000円、3万円以上までのところで

の傾向はつかまえられたということと、もう一つは、金額の不詳と支払いの有無の不詳が、それぞれ十数パーセントあることが問題と考えております。

また、病気の予防で支払った費用につきましても、やはり 19 年に支払いの有無を聞いておりますから、1～4,000 円、3 万円まで範囲の分布の一定の傾向がつかまえられた。病気やけがで支払った費用と同様に、金額不詳と支払いの有無の不詳が、ここでは 4 割ぐらいあります。

したがって、これは報告者にとって負担の大きい調査項目でありますので、他の調査事項の追加に伴って、報告者負担にも考慮して、ここは削除したということでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、まず健康票の前回調査票の質問 5、病気やけがの予防で支払った費用の削除についてでございます。

新旧対照表では、健康票の 6－1 ページになります。

この質問を削除することについて、御意見や御質問のある方は御発言ください。一定の傾向が得られていることと、報告者負担の軽減ということで、この項目を削除したいということでございます。よろしいでしょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 今の御説明で致し方がないと思いますが、中長期的な議論としては、現在、医療費に関する SHA も含めて、体系化をどうするかということについて基本計画の中でも指摘されていて、医療費を国民生活基礎調査の中でとるべきかどうかということも議論しなければいけない点だろうと思います。その意味で医療費に関しても、何らかの形で情報が得られるような手段を別途考えていただければと思います。これはコメントだけです。

○津谷部会長 今回この項目を削除するというについては、よろしいですか。

○廣松委員 そのことに関しては、特に異議はありません。

○津谷部会長 この項目の削除はやむを得ないであろう。ただ、医療費の負担は、これから非常に大きな社会的関心事項になると予想されるので、こういう情報を収集することについては、将来的に考えるべきであるという御意見をいただきました。

今回の削除につきましては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、この件についても、御了承いただいたものとさせていただきますと思います。

次に健康票の質問 15、前回の調査票では補問 12－1 から補問 12－5 までの健診を受けた機会及び指導等の項目の削除についてでございます。

新旧対照表では、健康票の 6－5 ページになります。

この補問を削除することについて、御意見や御質問のある方は御発言ください。これについても、相当な報告者負担になるということで、今回、新しい設問が加わったこともありまして、削除をしたいということをございます。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましても、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたしたいと思います。

駆け足で審議しておりますが、続きまして「3 調査票の変更」について審議をさせていただきたいと思います。

審査メモは21ページとなっております。

それでは、審査メモに沿って、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 御説明いたします。

調査票の変更方法ですが、健康票の回収方式について、従来、調査員が調査対象世帯から封筒に密封された健康票を回収する方式（密封回収方式）から、調査対象世帯から健康票を回収する際に封筒に密封しない方式（非密封回収方式）へ変更するということとなります。

これにつきましては、基本的に健康票による調査結果は、健康日本21等の政策目標の検証に使用される重要な基礎データになるといったこと、あるいは健康票による調査結果において、近年、高齢者を中心に不詳が少しずつ増えてきていることを勘案し、調査結果の精度向上といった観点から変更するものであります。

ただ、昨今のプライバシー意識の高まりを考えますと、中には非密封回収を嫌がる人もいないのかといったことで、密封回収と非密封回収のいずれかが調査の精度向上に寄与するか、それぞれの方式についてメリット・デメリットがあるかと思っておりますので、こういったものも踏まえて、検討を行う必要があるのではないかと考えているところであります。

御説明は以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○上田世帯統計室長 補足をさせていただきます。資料3-2の7ページを御覧ください。

他の調査における対応状況も念頭に置きつつということをございますので、国勢調査の例を出すわけをございますが、平成22年の国勢調査では、個人情報保護意識へ配慮して、封入提出方式を導入したわけでありまして、そこには郵送回収も含んでいるわけをございますけれども、恐らくそこで不詳の割合が見過ごせないこともあって、平成27年では市町村における内容審査体制の強化を図って、世帯に再照会することを徹底するというござ、調査票の記入内容の精度向上を目標としていると、私どもは聞いております。

私どもの健康票は、平成13年から密封回収方式に変更したものでございますけれども、次第に高齢者の不詳が増加して、その調査結果は、先ほどおっしゃられたとおり、健康日本21等の政策の数値目標等として利用される重要な数値でございますので、これ以上不詳

が増加することは見過ごせないことから、それを抑制するため、密封をやめて、記入内容の審査を調査員に行わせることにしたものでございます。

あわせて、審査メモに係る参考資料の3ページを御覧ください。これは調査方法の変更で、不詳がどういうふうに多くなってきたかということで、平成19年と22年を比べたものでございます。平成13年から、次第に高齢者を中心に不詳の割合が増えてきているということ、幾つかの項目について示したものであります。したがって、高齢者を中心として、何らかの形でこの不詳を減らさなければならない。

調査員さんに頑張ってもらっていただいておりますけれども、いきなり審査をやり、チェックをさせていただきますということになりますと、おっしゃられたとおり、忌避感に結びつくこともありますので、項目を制限するとか、あるいは高齢者の方々だけには、できるだけ優しくソフトに、調査員の方が見せてください、書けましたかといった形で、はからうということで対応したいと考えているところであります。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの総務省からの説明、及び厚生労働省からの補足説明も踏まえまして、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。

東京都どうぞ。

○松原情報化推進担当課長 東京都でございます。

お時間がない中、済みませんが、実際に調査をしている立場から、若干お時間をいただければと思います。

今の御説明の中で、再度、高齢者についてはというお話もあったのですが、実際に私どもが健康票を回るときに、今は密封ですが、これがもし密封でないということに全ての世帯がなった場合には、中身的に、例えば精神疾患の問題ですとか、今、非常に問題になっている不妊症等の項目も中に入っておりますので、拒否の世帯が非常に増えるのではないかと危惧しております。

あわせて、確かに精度や回答率は上がるかもしれませんが、一方で、拒否が増える。実際、調査員による確認、あるいは今でもありますが、調査員に対する回答者からの苦情等が非常に増えることを危惧しております。

先ほど所得票を一部密閉方式に変更したことで、回収率が非常に上がったというお話が資料であったのですが、正に私どももそうでした。今回、密封から確認するという形に変わりますと、東京都においては、逆に数値がいくのではないかと感じております。先ほど試験調査の中で都道府県レベルの数字までというお話もありましたが、万が一これをそのレベルでやるとなりますと、私ども東京都は1,900ぐらいの調査世帯がございまして、調査員も全世帯ですと100名近く必要とするわけですから。もしこの規模で健康票をやるとなると、私どもとしては、調査員の確保にも懸念が出てくる状態になりますので、0か1かではなく、例えば先ほどの所得票であったような、一部御希望の方には密封の封筒をお渡しす

るとか、今、このようなもので所得票を配っておりますが、このようなものを配るとか、何らかの検討を是非お願いしたいということと、万が一、試験調査でもこれをやるのであれば、自治体とは何らかの事前の調整を行っていただきたいと思っております。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

厚生労働省から、御説明、御回答はございますでしょうか。

○上田世帯統計室長 所得票でどうしても密封でなければ出さないという方々については、密封での回収を認めておりますので、健康票においても密封で出したい、そうでなければ出さないという方については、封筒をお配りしてということは考えております。

○津谷部会長 厚生労働省、そして実査を所轄する市区町村・都道府県からの御意見ありがとうございます。

その他、御質問、御意見はございませんでしょうか。廣松先生、お願いいたします。

○廣松委員 今の実査担当の方からの御意見は大変貴重だと思いますので、是非御検討いただければと思います。

あと、単純な質問ですが、世帯票、健康票、介護票の3つは6月に調査されます。世帯票、介護票に関しては、従来どおりの計画ということでしょうか。

○上田世帯統計室長 世帯票と介護票はそれぞれ開封でやっております。

世帯票については、分類の基礎となる調査事項が多いわけでございますので、ここは従前どおりチェックをさせていただきます。

介護票については、御自分でお書きになれない方々も多いですので、そこも従前どおり開封と考えております。

○廣松委員 わかりました。

○津谷部会長 今回、全員ではなくても一部、特に高齢者を対象に健康票は密封しないようにする。そして、どうしても密封でないと嫌だという方については、密封で回収をするということに変更したいということですが、それについての御意見はございませんでしょうか。

辻専門委員、何かございましたら、お願いいたします。

○辻専門委員 こういう状況ですから、こういった形でいくしかないと考えます。希望される方には密封式というオプションもあるということで、安心しました。

あと、実際に調査の回答のチェックなのですが、本当に必要な項目と、そうでない項目に多分分けることができると思います。きっちり言うと、問題になってしまいますけれども、必要最小限ここだけはこのところを、実際の運営に当たってはしていただければ、調査員の方々の負担も、対象者の方々の負担も減ると思いますので、その辺は柔軟に対応をお願いしたいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

これを見ておりますと、特に高齢者の健康票の回答では不詳が非常に増えている。高齢者は健康の問題を抱えていらっしゃる方が多くなっていくわけですが、我が国では超高齢化が進んでおりますので、そういう意味で、今後不詳がさらに増加していくことを何とか防ぎたい、食い止めたいということでの対応かと思いますが、同時に実査を担当する調査員や市区町村・都道府県から見ると、それだけではなくて、ほかにも非常にセンシティブな調査事項が入っている。調査忌避されてしまうと、ほかの調査にも影響が及ぶことも考えられるので、ここでは臨機応変に、できる限りソフトな対応をしていただきたいというご意見かと思いますが、実査担当者の負担の軽減・緩和も考えながら、しかし、基本的には、特に高齢者に対しては、密封しないで調査票を回収するという基本方針ですが、これをお認めしてよろしいでしょうか。実査、現場の状況にも十分に配慮しつつ、これを行っていくということで、今回の調査方法の変更はお認めしたいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、御了解いただいたとさせていただきますと思います。

今回 30 分延長いたしました、30 分延長した時間も若干超過いたしておりますので、恐れ入りますが、本日の審議はここまでとさせていただきますと思います。

委員、専門委員、審議協力者の岩崎先生の御協力に大変感謝いたします。本当にありがとうございました。

それでは、次回の部会につきまして、金子調査官から御連絡をお願いいたします。

○金子調査官 次回の部会につきましては、年明けの 1 月 10 日木曜日の午前 10 時から、新宿区若松町の総務省第 2 庁舎の 3 階の第 1 会議室で開催いたします。

今回は最後の部会でございますので、答申案について、御審議いただきたいと思っております。

答申案につきましては、本日までの部会審議の結果を踏まえまして、部会長の御指示を仰ぎながら、私どもで作成いたします。作成した答申案については、委員、専門委員の皆様事前にメールでお送りしたいと考えております。

御説明は以上であります。

○津谷部会長 なお、本日の部会の結果の概要は、12 月 21 日金曜日に開催が予定されております統計委員会、私から御報告いたします。

また、結果概要につきましては、整理ができ次第、別途、事務局から御照会いたしますので、その際は御対応をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたしたいと思います。長時間の審議への御協力、本当にありがとうございました。